

原子力防災対策に関する申し入れ（案）

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から3年が経過した。原子力災害の被災地では、今なお住民の帰還がかなわず、復興の見通しすら立たない状況である。改めて、原子力災害の悲惨さと、絶対に災害を起こしてはならないことを痛感させられる。

この間、政府においては、原子力規制委員会が発足し、新しい規制基準の下で原発の適合性審査が進められるとともに、原子力災害対策指針の策定・改定も行われてきた。審査が先行している原発は、この夏にも再稼働の判断がなされるかのような報道も見聞する。

関西広域連合では、これまで、新しい規制基準の適用や防災対策について申し入れを行うとともに、若狭湾地域に立地する原発に関する広域避難について、政府の要請も受けて関係府県等とともに避難先施設等の検討を行い、このたびガイドラインとしてとりまとめた。

しかしながら、特に防災対策については、原子力災害対策指針において必要性が明記されながら具体的な方策が示されていないものや、当方が求めているにもかかわらず未だ適切な指針が示されていないものがあり、府県や市町村の防災計画を含めて全ての対策が確立されたという状況には至っていない。

原発の安全確保は、施設の安全確保とともに、万が一の際の防災体制の確立が不可欠である。そこで、対応が遅れている次の事項について、早急な取り組みを求めるべく申し入れる。

- 1 原子力災害対策指針において今後の検討課題とされている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」及び「プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方」について、早急に具体的な指針を示すこと
- 2 事故時のUPZ外の地域も含めたモニタリングの実施方針とSPEEDI等による大気中拡散解析結果の活用方策を具体的に示すとともに、UPZ外の地域も含めたモニタリングの実施に必要な資機材の追加配備を行うこと
- 3 避難行動要支援者等要配慮者の避難対策について、具体的な対応方針を早急に示すこと
- 4 汚染検査及び除染に係る要員・資機材の確保、交通事業者への協力要請と従事者の安全確保等、避難実施の際に必要な事項について、具体的な方針を示すこと
- 5 事業者とUPZの区域を含む自治体との安全協定について、立地自治体並みの内容とするとともに、未締結の自治体と早期に締結するよう事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築すること
- 6 自治体の防災体制の整備に関し、必要十分な財政措置を講じること

平成26年3月27日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	久 元 喜 造	(神戸市長)

【参考】原子力防災対策・原子力発電所安全対策にかかる政府への申し入れの対応状況

<過去1年以内の申し入れ>

- ① H25.3.2 広域避難対策に関する申し入れ
- ② H25.3.28 大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れ
- ③ H25.5.23 原子力防災対策に関する申し入れ
- ④ H25.6.29 原子力発電所の新規規制基準施行に当たっての申し入れ

申し入れ内容	関連する申し入れ	政府の対応状況
1 原子力防災対策について		
(1) 避難手段の確保		
交通事業者への協力要請、協力のとりまとめを行うこと。	①	○ H25.12.13主要な運輸業界団体等に要請文を发出。
運転士等の安全確保のための基準を早期に策定すること。	①	△ 線量限度1mSv(一般公衆の被ばく線量限度と同じ)のみ提示されたが、具体的な安全確保の対策は個別に対応する方針。
緊急時に国も関与して移手段を確保できるよう、連絡調整体制や手順等をあらかじめ整備すること。	①	○ 原子力災害時に、国の原子力災害対策本部を通じて、国交省や実動省庁が移手段を手配する方針が示されている。
避難行動要支援者の迅速な避難のため、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備を促進すること。	①	× 避難に要する資機材、搬送手段等が確保された場合に要支援者を避難させるという方針が示されたにとどまる。
(2) 避難経路の確保		
道路管理者への協力要請、道路管理者による対応の取りまとめを行うこと。	①	×
交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。	①	△ ・国主催の会議に警察庁同席 ・2/27福井エリア関係府県の警察による調整会議開催
(3) スクリーニング実施体制の整備		
国や関係機関でスクリーニング要員育成研修事業を実施すること。	①	×
国の財政負担でスクリーニング資機材を適切に配備すること。	①	○ UPZ自治体向け交付金で広域避難にも対応可能となった。
(4) モニタリング情報の活用		
国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備すること。	①	× 検討中
UPZ外の区域も含めて、常設のモニタリングポストが広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うこと。	①	× H25末を目途に、モニタリングの方針・解説書を作成中。UPZ外でのモニタリングは今後の課題と認識。
(5) SPEEDI等による予測情報の活用		
SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用法を明示すること。	①③	× 実測値に基づき防護措置を判断する方針に転換したため、SPEEDIは積極的に活用しないこととされている。
(6) 災害時要援護者への対応		
特に入院患者、施設入所者について、受入先の確保、移手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を、早急に示すこと。	①	△ 各地域での個別具体的なニーズに応じて対応する方針。
(7) 原子力災害対策指針の早期改定		
「プルームの影響を考慮したPPAの導入」「UPZ以遠での安定ヨウ素剤の投与の基準等」について、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定すること。	①③	× 目処が立っていない。
(8) 事業者との安全協定		
UPZの区域を含む自治体との安全協定を早期に締結するとともに、指針の改定に合わせて柔軟に内容の充実を図るよう、事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、平常時から情報連絡や意見交換を行うとともに、安全の確保について地域から提言できる法的な仕組みを構築すること。	③	×

申し入れ内容	関連する申し入れ	政府の対応状況	
(9) 国による財源の確保			
人員配置を含め、避難体制を整備するための費用について、国において確実に確保すること。	①③	△	各地域での個別具体的なニーズに応じて対応する方針。
2 原子力発電所の安全対策について			
(1) 新規制基準について			
新規制基準に基づき、原子力発電所の審査がなされ、再稼働の判断を行う場合には、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得ること。	③④	—	現在、審査中。
新規制基準によって新たに求められる原子力発電所の機能のうち、整備が猶予されるものについて、事業者に対し、関係地方公共団体に具体的な整備スケジュール等について説明を行い、理解を得るとともに、可及的速やかに対策を完了するよう指導すること。また、国として必要な支援をすること。	③④	○	事業者から説明・情報提供あり。
新規制基準施行により再稼働が困難になる発電所の廃炉を円滑に進める法的な仕組みづくりを早急に行うこと。国が廃炉に関して支援を行うとともに、地元経済への影響についても配慮すること。	④	×	